

「沖縄県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画(案)」に対する意見と県の考え方

【募集期間】令和2年2月3日(月)～3月3日(火)

【意見の数】1人(団体1)から6件

No	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
1	2頁 2. 設計、施工等の各段階における措置	建設現場における労働災害の防止及び心身の健康の確保のためには、工事着工前に安全衛生計画を十分に検討し適切なものとする事が必要です。安全衛生計画の有効性を確保するためには、まずリスクアセスメントを実施することが必要であり、工事に潜むリスクを抽出して評価することにより重点管理すべきリスクを特定し、対策を決定するとともにこれを実施することにより労働災害を防止することができます。このような事前検討と対策の実施により安全で安心な職場環境が形成され、ひいては建設工事従事者の心身の健康の確保にも好影響を及ぼすことができます。本基本方針は、安全及び健康が確保された建設現場の実現に向けた適切なものであると考えます。	今後の施策の参考とさせていただきます。
2	4頁 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施 (2)一人親方等の安全及び健康の確保	一人親方等への対応について「一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。」と述べていますが、安全衛生に関する具体的な支援が明記されていません。 建設業労働災害防止協会では、令和元年度より厚生労働省の「建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業」(以降、「一人親方等事業」という。)を受託しており、令和2年度も応札します。この事業では、一人親方等に対し、一人親方等の業務の特性や作業の実態に踏まえた安全衛生に関する研修会の実施及び建設現場における技術指導を実施し、一人親方等に対する安全衛生に関する知識取得等を支援することにより、その安全及び健康の確保を図ることを目的としています。また、当協会ではこの事業の実施にあたり、一人親方等の業務の特性や作業の実態を把握するために全国建設労働組合総連合(以下「全建総連」という。)と協力体制を図っています。 一人親方等事業では、研修会の実施に関し地方公共団体から実施内容等の相談を受け、実際に一人親方等事業の一環として地方公共団体と連携して研修会を実施しています。このように、研修会についてはすでに地方公共団体と連携を図っています。また、建設現場における技術指導(これは現場パトロールを指導員が行う事業)では、この指導員を一人親方等で担える体制にするため、全建総連に指導員の選出を依頼し、技術指導に必要なチェックリスト等は当協会で準備して実施、さらに、指導員研修も実施しました。 上述から、沖縄県は厚生労働省が実施する一人親方等事業と連携することで、より具体的な安全衛生に関する知識習得等の支援に対応すると考えます。	ご意見の内容を踏まえ、各関係機関と連携を図ってまいります。

3	<p>5頁 4. 建設工事の現場の安全性の点検等 (1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の推進</p>	<p>建設業労働災害防止協会は、建設業に特化した唯一の労働安全衛生マネジメントシステムである「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス)」を公表し、建設企業に対してその実施状況を評価するコスモス認定事業を実施しています。これまで認定を取得した建設企業における労働災害発生の推移を調査したところ、認定取得前と取得後では32ポイントも減少しているという結果が得られており、建設業平均と比較しても19.5ポイントも減少幅が大きいという結果となっています。このようなことから、建設企業にコスモスを導入することは労働災害の減少に大きく貢献できることが証明されています。</p> <p>こうした労働災害の減少という実質的な効果が把握されたことから、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長、労働衛生課長、化学物質対策課長の3課長通達(平成31年3月28日発出「平成31年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」(基安安発0328第3号、基安労発0328第2号、基安化発0328第2号) 別添(平成31年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項))においても、「16 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの普及</p> <p>厚生労働省は、建設業労働安全衛生マネジメントシステムを導入した企業の労働災害の減少率を見ると、労働災害防止に効果があるとされていることから、引き続き、建設事業者の的確な安全衛生管理活動を推進するために、ISO45001にも対応した建設業労働安全衛生マネジメントシステム(NEW COHSMS)の普及促進を図る。」</p> <p>とされ、国の労働安全衛生行政においてもその普及が図られているところです。</p> <p>また、建設業における災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小規模建設企業における労働災害の防止は喫緊の課題と考えられます。前述したようにコスモスの導入は労働災害の防止に効果があることから、これらの中小規模建設企業にコスモスを導入することが必要であると考えます。</p> <p>一方で、中小規模建設企業は企業規模が小さいがゆえに、安全衛生管理を行う十分な人材が確保できていません。このことから、コスモスの導入を希望しても様々な負荷がかかり導入することが難しいということが現状としてあります。これに対応するために、建設業労働災害防止協会では、中小規模建設企業向けコスモスである「コンパクトコスモス」を開発し昨年4月に公表しました。コンパクトコスモスは通常のコスモスと内容的には同一のものです。導入のためのツールを作成し導入時の負荷を軽減するとともに、実施運用においても負荷を軽減するよう工夫を施し、中小規模建設企業が導入しやすいものとしています。</p> <p>今後は、建設業界においてこれらのコスモスの普及を推進していくことが重要であると考えます。普及促進のためには、その動機付けとして工事竣工時の評価はもとより、入札参加資格審査時や総合評価方式における加点等の施策が必要であると考えます。コスモスの実施運用により労働災害を防止し、安全で安心な建設現場を実現するためにご検討いただきたいと思います。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
---	---	---	----------------------------

4	<p>5頁 (2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資材等の開発・普及の促進</p>	<p>「各種ガイドライン等による安全な施工の普及を図るとともに、・・・新技術の効果的な活用を促進する。」ため、「公共工事等における新技術活用システム」の活用が掲げられていますが、当協会では、建設工事の災害防止に有用な技術情報をメーカー及びユーザーから収集しとりまとめた「労働災害防止のためのICT活用データベース」(令和2年2月25日現在掲載件数270件)を公開しています。施工の安全性を普及促進する観点から、当協会データベースも併せて活用していただきたいと考えます。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>5頁 5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発 (1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進</p>	<p>建設業労働災害防止協会では、厚生労働省の補助事業である「中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業」(以下「支援事業」という。)を実施しており、沖縄県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画(案)にある『中小の建設業者が・・・、不安全行動の防止安全衛生管理に係る教育への支援を行う。』については賛成ですが、具体的な支援について明記いただきたいと考えます。 また、当該支援事業では、当協会沖縄県支部が地域性を鑑み選定した専門工事業者団体等との協力体制により、専門工事業者及び中小建設業者の現場パトロール、店社等に対する個別指導・技術支援、安全大会を活用した啓発活動等を実施しています。 これらにより、沖縄県は、当該支援事業を通じた労働災害防止に伴う当協会沖縄県支部との連携及び支援事業の周知について他府県同様に明記していただきたいと考えます。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、計画を運用していくこととしますが、原案のとおりといたします。</p>
6	<p>(2)建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進</p>	<p>「各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策・・・等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進する」旨、明記されているが、当協会では建設工事現場の特性を考慮したうえで、メンタルヘルス不調の未然防止というストレスチェック制度(労安衛法第66条の10)の趣旨を踏まえて考案した「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を推進しています。 また、平成31年3月28日発出の「平成31年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」(基安安発0328第3号、基安労発0328第2号、基安化発0328第2号)の別添(平成31年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項)では、「14建設業におけるメンタルヘルス対策の推進」として「建設業においても精神障害が多く発生しており、建設業の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組割合が54.2%と低調であることから、事業者は、ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、建設業労働災害防止協会とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策を適切に講じる。」と明記されています。さらに、当協会の「建設業労働災害防止規程」(令和元年11月5日厚生労働大臣変更認可)第180条の3に「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の実施が努力規定として明記されています。 こうしたことから、建設工事従事者のメンタルヘルス対策の具体策として「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の実施を本文中に明記していただきたいと考えます。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、計画を運用していくこととしますが、原案のとおりといたします。</p>